

医療機関の適正受診に ご協力をお願いします

～ 厳しい短期財政にご理解とご協力を ～

組合員や被扶養者の皆さんが医療機関で受診されますと、皆さんは医療費総額の3割^{*}を支払い、残りの7割は共済組合が支払っていますが、この財源は、主として組合員の皆さんからの掛金と所属所からの負担金などをもって賄われています。

共済組合の医療給付制度は、組合員全員が給料に応じて掛金を負担し合い、所属所の負担金と合わせて、いざというときに必要な医療給付を行うという助け合いの制度から成り立っており、このことによって、組合員や被扶養者の方が病気やケガをされた場合にも、その治療に要する費用が家計に著しく負担となることなく安心して医療を受けることができるわけです。しかし、本組合の医療費は毎年増加傾向にあり、大変厳しい財政状況にあります。皆さんには以下のことをご理解いただき適切な受診にご協力をお願いいたします。

※ 小学校就学前は2割、70歳から74歳は1割（現役並み所得者は3割）の自己負担割合となります。

1. かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、普段の健康管理や、日常的な初期の診療（風邪などの診察等）を行う、地域の診療所や医院のことです。

かかりつけ医は、日頃から組合員や家族の皆さんとお付き合いすることで、これまでにかかった病気などの診療内容や検査記録が蓄積されているので、適切な判断のもと最適な治療が受けられます。

診察の結果、精密検査や入院の必要がある場合には、適切な専門医療が受けられる病院を紹介してもらえますので、自宅近くで信頼できるかかりつけ医を持ちましょう。

2. 夜間や休日診療を控えましょう

夜間や休日に安易に救急指定医療機関を受診されると、緊急を要する重症患者への対応が遅れたり、本当に必要なときに受診できなくなることにもなりかねません。急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診するようにしましょう。

普段からかかりつけ医をもっていれば、夜間や休日に急いで病院に行く必要があるかどうか、また、どんな場合には翌朝まで待てばよいのかなどの対処法も相談できます。

3. はしご受診はやめましょう

同じ病気でありながら「この医者は苦手…」などと安易な理由で医療機関を次々と変更して受診する「はしご受診」。医療機関を変更すると、その都度初診料がかかります。また、同じような検査が繰り返されたり、同じような処置や薬を処方されることとなるため、医療費の無駄が生じるばかりか、体にも負担となります。

信頼できるかかりつけ医をもち、何かあった場合には、まずはかかりつけ医に相談するようにしましょう。

本組合では、相談料・通話料無料の
「電話健康相談 ☎0120-031-199」、
また「健康・こころのオンラインWeb」により
健康に関する相談等を行っております。

是非ともご利用ください。 ※18頁参照



ジェネリック医薬品を活用しましょう!



ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。先発医薬品の特許満了後に、有効成分、分量、用法、効能及び効果が同じ医薬品として新たに申請され、製造・販売される安価な医薬品です。ジェネリック医薬品への切り替えは、皆さんの自己負担額の軽減のみでなく、短期（医療）財政の改善にもつながります。

受診の際に医療機関の窓口で、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して、ジェネリック医薬品の処方希望を伝えましょう。また、カードが無い場合でも、ジェネリック医薬品を希望することを申し出ただくことで、利用することができます。

共済組合では、昨年度より500円以上の削減効果が見込まれる20歳以上の慢性疾患により投薬を受けている組合員と被扶養者の方に「ジェネリック差額通知書」を配布し、ジェネリック医薬品の利用促進を行っています。その結果、平成25年4月診療以降、月平均で約344,000円の削減効果が見られました。しかしジェネリック医薬品の利用率は約25%と、低い状態となっておりますので、皆さんがジェネリック医薬品をもっと利用いただければ、さらに医療費の削減が見込まれることとなります。